

農林水産省告示第 1650 号（農薬取締法第四条第一項第五号に掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める件第一号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める基準を定める件）の一部を改正する件（キノクラミン（別名 ACN））（案）についての意見・情報の募集に寄せられた意見・情報及びそれに対する考え方

	御意見	御意見に対する考え方
1	突然、農林水産省消費・安全局農産安全管理課農薬対策室のパブリックコメント担当様に宛ててキノクラミンと ACN についての意見を拝送することをお許しください。 早速、キノクラミンと ACN によって軟便、眼瞼下垂、円背位、鎮静、体重増加抑制、摂餌量減少、骨化遅延(鼻骨)、中枢神経抑制による自発運動、警戒動作、驚愕反射及び接触反応の低下、無関心並びに静穏、肝類洞細胞内色素沈着等、着床後後期死胚率増加等、骨化遅延(尾椎椎体)、Ht 減少等、PLT 減少等、膀胱移行上皮乳頭腫発生頻度増加、腎盂上皮過形成等、脾褐色色素沈着等、Hb 減少等、腎尿管硝子滴変性等、HDW 及び RDW 増加等健康悪化していて怖いのでキノクラミンと ACN と人を含めた動物に悪影響があるかないか調べられていないすべてのものと人を含めた動物に悪影響があることがわかった農薬の生産、販売、使用、輸出入を禁止する代わりに悪影響を受けた人への補償のための財源の目標として今ある返済可能な予算の範囲と外国に迷惑をかけない範囲で物価上昇率がプラスにならない深刻なデフレにならないようにしながら、1 京 8 5 1 3 兆円くらいまで原価 2 0 円のタクシー代、紙オムツ代他ゆりかごから墓場まで本人の希望で何にでも使える地域商品券を発行して、日本に住む一人一人に毎月 5 0 万円から 1 2 0 0 万円を選択的にキノクラミンと ACN と人を含めた動物に悪影響があるものや調べられていないものの代わりになるものの開発費と流通費他として支給したり、取りに来てもらえるようにしたりしてほしい。 以上、お忙しい中最後までご覧下さり有難うございます。	我が国は温暖で湿潤な気象条件であり、病害虫が発生しやすいことから、国内で農産物を安定して生産するためには、必要な範囲で農薬を使用できるようにしておくことが重要であると考えています。 また、農薬については、その使用に際して、消費者、農薬使用者及び環境生物の安全が確保されていることが最も重要です。 農林水産省は、全ての関係府省による審議の結果、使用基準に従って使用すれば安全であると判断できる農薬に限り、農薬取締法に基づき登録しています。なお、登録に当たっては、農林水産省及び関係府省に設置される外部有識者で構成される審議会等において最新の科学的知見に基づき、安全性評価等の審議が行われています。また、都道府県等と連携し、農薬使用者に対する適正使用に係る指導を行うことで、農薬の安全を確保しています。 御の所見は高用量投与で認められたものです。今回御意見の募集対象とさせていただいた「キノクラミン（別名 ACN）農薬使用者安全評価書」においては、各毒性試験で得られた御指摘の所見を含む毒性影響が認められない用量（無毒性量）を基に、種差及び個人差を考慮した安全係数で除して、農薬使用者暴露許容量（AOEL）及び急性農薬使用者暴露許容量（AAOEL）を設定しております。申請された使用方法どおりに使用された場合、農薬使用者の推計暴露量は、AOEL 及び AAOEL を超えないことを確認しており、農薬使用者の安全は担保されと考えています。 農薬はその使用方法に従って使用することが義務付けられており、使用方法に従って使用した場合に想定される暴露量は、これらの影響が生じる量よりも十分に低い水準であることを確認しております。

※寄せられた御意見をそのまま掲載しています。